

現行

新規追加

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平均値	個々の 計測値	
						平場	標高較差	±50	±300
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	簡 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川改修）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川改修工事編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p>		

単位：mm

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50		
						法長 l	$l < 5m$	-100	
							$l \geq 5m$	法長-2%	
						幅 w_1, w_2		-100	
				2	盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値
						天端	標高較差	-50	±150
						法面 4割く勾配	標準較差	-50	±170
						法面 4割く勾配 (小段含む)	標準較差	-60	±170

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>土工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。基準高は各法層で測定。</p> <p>ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に示す測点毎。基準高は各法層で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平面面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法層、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50		
						法長 l	$l < 5m$	-100	
							$l \geq 5m$	法長-2%	
						幅 w_1, w_2		-100	
				2	盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値
						天端	標高較差	-50	±150
						法面 4割く勾配	標準較差	-50	±170
						法面 4割く勾配 (小段含む)	標準較差	-60	±170

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>土工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。基準高は各法層で測定。</p> <p>ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に示す測点毎。基準高は各法層で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法層、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

単位：mm

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	± 50				
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200			
							ℓ ≥ 5 m	法長-4%			
						幅 w	-100				
										平場	標高較差 ± 50 ± 150
										法面 (小段含む)	水平または標高較差 ± 70 ± 100
								2	掘削工 (面管理の場合)		
										平均値	個々の計測値
										平場	標高較差 ± 50 ± 150
						法面 (小段含む)	水平または標高較差 ± 70 ± 100				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に示す測点毎、基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

単位：mm

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50				
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200			
							ℓ ≥ 5 m	法長-4%			
						幅 w	-100				
										平場	標高較差 ± 50 ± 150
										法面 (小段含む)	水平または標高較差 ± 70 ± 160
										法面 (軟岩1) (小段含む)	水平または標高較差 ± 70 ± 330
								2	掘削工 (面管理の場合)		
										平均値	個々の計測値
						平場	標高較差 ± 50 ± 150				
						法面 (小段含む)	水平または標高較差 ± 70 ± 160				
						法面 (軟岩1) (小段含む)	水平または標高較差 ± 70 ± 330				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に示す測点毎、基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

単位：mm

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1	2	4	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	± 50		
						法 長 l	$l < 5 \text{ m}$	-100	
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長-2%	
						幅 w_1, w_2	-100		
					2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	
							平場	標高較差 ± 50	± 150
							法面 (小段含む)	水平または 標高較差 ± 80	± 190

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m につき 1ヶ所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」または「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎、基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「無人航空機搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」または「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±50mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に ±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に ±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

単位：mm

改定内容


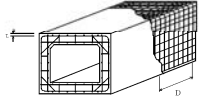
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1	2	4	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	± 50		
						法 長 l	$l < 5 \text{ m}$	-100	
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長-2%	
						幅 w_1, w_2	-100		
					2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	
							平場	標高較差 ± 50	± 150
							法面 (小段含む)	水平または 標高較差 ± 80	± 190

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m につき 1ヶ所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」または「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎、基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「無人航空機搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」または「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±50mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に ±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

現行

編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30
1 共通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋	4		組立て	平均間隔 d	±φ
						か ぶ り t	±φかつ 最小かぶり 以上

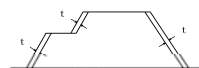
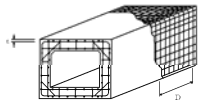
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p> 		
$d = \frac{D}{n-1}$ <p>D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1ヶ所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。但し、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。</p> <p>注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編2-18-22床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p> 		

改定内容

編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30
1 共通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋	4		組立て	平均間隔 d	±φ
						か ぶ り t	±φかつ 最小かぶり 以上

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p> 		
$d = \frac{D}{n-1}$ <p>D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1ヶ所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。但し、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。</p> <p>注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編2-18-22床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p> 		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	3	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高 ∇	± 50	
						根 入 長	設計値以上	
						変 位 δ	100	
3	2	3	5		緑石工 （緑石・アスカープ）	延 長 L	-200	
3	2	3	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	
						基礎	幅 w (D)	-30
							高 さ h	-30
							根 入 れ 長	設計値以上

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は、施工延長 20m（測点間隔 25m の場合は 25m）につき 1ヶ所、延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
1ヶ所/1 施工箇所		
1ヶ所/1 基		
基礎 1 基毎		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	3	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （可とう鋼矢板）	基準高 ∇	± 50	
						根 入 長	設計値以上	
						変 位 δ	100	
3	2	3	5		緑石工 （緑石・アスカープ）	延 長 L	-200	
3	2	3	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	
						基礎	幅 w (D)	-30
							高 さ h	-30
							根 入 れ 長	設計値以上

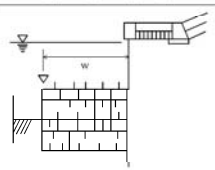
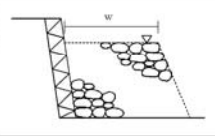
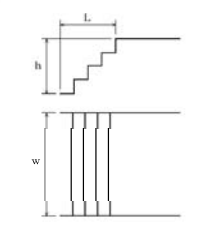
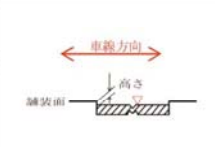
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は、施工延長 20m（測点間隔 25m の場合は 25m）につき 1ヶ所、延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
1ヶ所/1 施工箇所 ただし、「TS等光波方式を用いた土木形管理要領（舗装工事編）(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1ヶ所/1 基		
基礎 1 基毎		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	18		沈床工	基 準 高 ∇	± 150
						幅 w	± 300
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	19		捨石工	基 準 高 ∇	-100
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	22		階段工	幅 w	-30
						高 さ h	-30
						長 さ L	-30
						段 数	± 0 段
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	舗装面に対し $0 \sim \pm 3$
						表 面 の 凹 凸	3
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し $0 \sim -2$

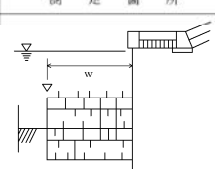
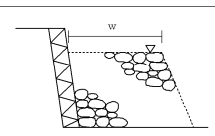
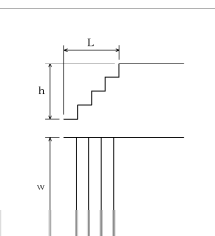
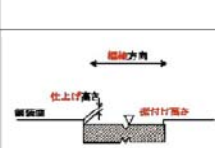
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1組毎		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。		
1回/1施工箇所		
車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向 (協字句直角方向) に 3mの直線定規で測って凹凸が 3mm以下		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	18		沈床工	基 準 高 ∇	± 150
						幅 w	± 300
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	19		捨石工	基 準 高 ∇	-100
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	22		階段工	幅 w	-30
						高 さ h	-30
						長 さ L	-30
						段 数	± 0 段
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	舗装面に対し $0 \sim \pm 3$
						表 面 の 凹 凸	3
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し $0 \sim -2$

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1組毎		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。		
1回/1施工箇所		
高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向 (協字句直角方向) に 3mの直線定規で測って凹凸が 3mm以下		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ 据付け高さ	±3
						高さ 車線方向各点誤差の相対差	3
						表面の凹凸	3
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2
						歯咬み合い部の縦方向間隔 W ₁	±2
						歯咬み合い部の横方向間隔 W ₂	±5
仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2						
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～+3
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500
						法 長 ℓ	-200
						延 長 L	-200
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 ℓ	-100
						厚 さ t	-0.2 t
						延 長 L	-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ 据付け高さ	±3
						高さ 橋軸方向各点誤差の相対差	3
						表面の凹凸	3
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2
						歯咬み合い部の縦方向間隔 W ₁	±2
						歯咬み合い部の横方向間隔 W ₂	±5
仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2						
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～+3
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500
						法 長 ℓ	-200
						延 長 L	-200
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 ℓ	-100
						厚 さ t	-0.2 t
						延 長 L	-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	-200
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	場所打水路工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						高 さ h_1, h_2	-30
						延 長 L	-200
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	暗渠工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40 m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。 1ヶ所/1 施工箇所		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40 m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、 延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	-200
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	場所打水路工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						高 さ h_1, h_2	-30
						延 長 L	-200
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	暗渠工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200

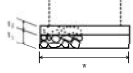
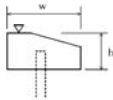
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40 m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理 要領 (舗装工事編) (案)」の規定によ る測定の管理方法を用いることができ る。 1ヶ所/1 施工箇所 ただし、「TS等光波方式を用いた出 来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の 規定により管理を行う場合は、延長の 変化点で測定。		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40 m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、 延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工につき 2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理 要領 (舗装工事編) (案)」の規定によ る測定の管理方法を用いることができ る。 1 施工箇所毎 ただし、「TS等光波方式を用いた出 来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の 規定により管理を行う場合は、延長の 変化点で測定。		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	4	1	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上
						厚さ t_1, t_2	-30
						延 長 L	各構造物の規格 値による
3	2	4	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w	-30
						高 さ h	-30
						延 長 L	-200

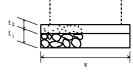
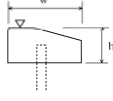
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	4	1	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上
						厚さ t_1, t_2	-30
						延 長 L	各構造物の規格 値による
3	2	4	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w	-30
						高 さ h	-30
						延 長 L	-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 60m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「TS等先発方式を用いた出来形管理要綱 (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

現行

編 章 節 条 枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 2 4 3 2	土木工事共通編 一般施工 基礎工	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽ ±30 延長 L -200	
		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽ ±50 根入長 設計値以上 偏心量 d D/4以内かつ 100以内 傾斜 1/100以内	
3 2 4 4 2	土木工事共通編 一般施工 基礎工	既製杭工 (鋼管ソイルセメント 杭)	基準高▽ ±50 根入長 設計値以上 偏心量 d 100以内 傾斜 1/100以内 杭径 設計値以上	
			場所打杭工	基準高▽ ±50 根入長 設計値以上 偏心量 d 100以内 傾斜 1/100以内 杭径 (設計径(公称 径)-30)以上

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。		
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	

改定内容

編 章 節 条 枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 2 4 3 2	土木工事共通編 一般施工 基礎工	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽ ±30 延長 L -200	
		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽ ±50 根入長 設計値以上 偏心量 d D/4以内かつ 100以内 傾斜 1/100以内	
3 2 4 4 2	土木工事共通編 一般施工 基礎工	既製杭工 (鋼管ソイルセメント 杭)	基準高▽ ±50 根入長 設計値以上 偏心量 d 100以内 傾斜 1/100以内 杭径 設計値以上	
			場所打杭工	基準高▽ ±50 根入長 設計値以上 偏心量 d 100以内 傾斜 1/100以内 杭径 (設計径(公称 径)-30)以上

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	
						根 入 長	設計値以上	
						偏 心 量 d	300以内	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロッ ク積 (張) 工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	ℓ < 3m	-50
							ℓ ≥ 3m	-100
						厚 さ (ブロック積張) t ₁	-50	
						厚 さ (裏込) t ₂	-50	
						延 長 L	-200	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロッ ク積 (張) 工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	-100	
						延 長 L ₁ , L ₂	-200	

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	
						根 入 長	設計値以上	
						偏 心 量 d	300以内	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロッ ク積 (張) 工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	ℓ < 3m	-50
							ℓ ≥ 3m	-100
						厚 さ (ブロック積張) t ₁	-50	
						厚 さ (裏込) t ₂	-50	
						延 長 L	-200	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロッ ク積 (張) 工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	-100	
						延 長 L ₁ , L ₂	-200	

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領 (測岸工編) (案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領 (測岸工編) (案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		

現行

編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロック 積(張) 工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	
						幅 w	-100	
						延長 L	-200	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロック 積(張) 工	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	
						法長 t	t < 3m	-50
							t ≥ 3m	-100
						厚さ(ブロック) t ₁	-50	
						厚さ(裏込) t ₂	-50	
延長 L	-200							
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロック 積(張) 工	5		石積(張)工	基準高▽	±50	
						法長 t	t < 3m	-50
							t ≥ 3m	-100
						厚さ(石積・張) t ₁	-50	
						厚さ(裏込) t ₂	-50	
延長 L	-200							

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。		

改定内容

編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロック 積(張) 工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	
						幅 w	-100	
						延長 L	-200	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロック 積(張) 工	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	
						法長 t	t < 3m	-50
							t ≥ 3m	-100
						厚さ(ブロック) t ₁	-50	
						厚さ(裏込) t ₂	-50	
延長 L	-200							
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロック 積(張) 工	5		石積(張)工	基準高▽	±50	
						法長 t	t < 3m	-50
							t ≥ 3m	-100
						厚さ(石積・張) t ₁	-50	
						厚さ(裏込) t ₂	-50	
延長 L	-200							

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性	-		3m ² プロファイル (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナを用いた出来形管理要領 (案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m ² 以上 10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使	
2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。		
5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性	-		3m ² プロファイル (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナを用いた出来形管理要領 (案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m ² 以上 10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使	
2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm (基層工、表層工は±4mm)が含まれている。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。		
5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性	-		3m ² プロファイル (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下	

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性	-		3m ² プロファイル (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下	

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm (基層工、表層工は±4mm) が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性	$3m^2 \times 7.65 \sim 7.7$ $(\sigma) 2.4mm$ 以下 直読式(足付き) $(\sigma) 1.75mm$ 以下			

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性	$3m^2 \times 7.65 \sim 7.7$ $(\sigma) 2.4mm$ 以下 直読式(足付き) $(\sigma) 1.75mm$ 以下			

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm(基層工、表層工は±4mm)が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		測定値の平均
							中規模以上	小規模以下	
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±50	-	
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm t ≥ 15cm	-64 -91	-10 -15
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		測定値の平均
							中規模以上	小規模以下	
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±50	-	
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm t ≥ 15cm	-64 -91	-10 -15
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm（表層工は±4mm）が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性	-		3m ² プロット (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースカナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性	-		3m ² プロット (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースカナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm（基層工、表層工は±4mm）が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	土木工事共通編	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-66	-8
							厚さあるいは は標高較差	-20	-27	-3
3	土木工事共通編	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-20	-27	-3
							厚さあるいは は標高較差	-20	-27	-3

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p>	

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	土木工事共通編	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-66	-8
							厚さあるいは は標高較差	-20	-27	-3
3	土木工事共通編	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-20	-27	-3
							厚さあるいは は標高較差	-20	-27	-3

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm(アスファルト中間層は±4mm)が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p>	

現行

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 2 6 12 5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5	
		平坦性	-		3mプロファイル(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下	
3 2 6 12 6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
		厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15
3 2 6 12 7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66		-8

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。		
3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。		
4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。		
5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

改定内容

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 2 6 12 5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5	
		平坦性	-		3mプロファイル(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下	
3 2 6 12 6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
		厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15
3 2 6 12 7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66		-8

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm(コンクリート舗装版工は±4mm)が含まれている。		
3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。		
4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。		
5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

現行

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上 小規模以下
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	±20	±27	-3
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8
						平坦性	-	3m ² ×0.7(4.7-7-) (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	
						目地段差		±2	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。		
3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。		
4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。		
5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

改定内容

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上 小規模以下
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	±20	±27	-3
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8
						平坦性	-	3m ² ×0.7(4.7-7-) (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	
						目地段差		±2	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm(アスファルト中間層、転圧コンクリート版工は±4mm)が含まれている。		
3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。		
4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。		
5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

現行

新規追加

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (\bar{X}_{10})
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3
						平坦性	-	3m プロット(4ノド) (σ)2.4mm 以下 直線式(足付き) (σ)1.75mm 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャプを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャプを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p>		

現行

編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	2		路床安定処理工	基 準 高 ∇	± 50
						施 工 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
3	2	7	3		置換工	基 準 高 ∇	± 50
						置 換 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>延長 40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき1ヶ所、延長 40m (50m) 以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		

改定内容

編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	2		路床安定処理工	基 準 高 ∇	± 50
						施 工 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
3	2	7	3		置換工	基 準 高 ∇	± 50
						置 換 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>延長 40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 〔施工履歴データを用いた出来形管理 要領(表層安定処理等・中層地盤改良 工事編)(案)〕による管理の場合は、 全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認 (実測 は不要)。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき1ヶ所、延長 40m (50m) 以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示
						法 長 l	-500
						天 端 幅 w	-300
						天端延長 L	-500
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高 ∇	± 50
						厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p> <p>w、(L)は施工延長 40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3ヶ所。 (L)はセンターライン及び表裏法筋で行う。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。</p>		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示
						法 長 l	-500
						天 端 幅 w	-300
						天端延長 L	-500
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示
						法 長 l	-500
						天 端 幅 w	-300
						天端延長 L	-500
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高 ∇	± 50
						厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p> <p>w、(L)は施工延長 40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3ヶ所。 (L)はセンターライン及び表裏法筋で行う。</p>		
<p>施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定</p> <p>「施工履歴データを用いた出来形管理要領 (表層安定処理・中層地盤改良工事編) (案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅 w、天端延長 L を確認 (表測は不要)</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。</p>		

現行

3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰ペイル工)	基準高▽	-50
					位置・間隔w	D/4以内
					杭 径 D	設計値以上
					深 度 L	設計値以上

100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		
全本数 $L = \theta_1 - \theta_2$ θ_1 は改良体先端深度 θ_2 は改良体天端深度		

改定内容

3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰ペイル工)	測定項目	規格値
						基準高▽	-50
						位置・間隔w	D/4以内
						杭 径 D	設計値以上
						深 度 L	設計値以上

3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (中層混合処理)	測定項目	規格値
						基準高▽	設計値以上
						施工厚さ t	設計値以上
						幅 W	設計値以上
						延 長 L	設計値以上

単位: mm		
測定基準	測定箇所	摘要
100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。 全本数 $L = \theta_1 - \theta_2$ θ_1 は改良体先端深度 θ_2 は改良体天端深度		
1,000m ³ ~4,000m ³ につき1ヶ所、又は 施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m)につき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、又は施工延長 40m(50m) 以下のものは1 施工箇所につき 2ヶ 所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出 来形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理 要領(表層安定処理等・中層地盤改良 工事編)(案)」による管理の場合は、 全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、幅 w、延長 L を確認(実測は不 要)。		

現行

3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土 法長 ⁴	$h < 5\text{ m}$	-200
							$h \geq 5\text{ m}$	法長の-4%

施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2ヶ所。		
--	--	--

改定内容

編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土 法長 ⁴	$h < 5\text{ m}$	-200
							$h \geq 5\text{ m}$	法長の-4%
						盛土 法長 ⁴	$h < 5\text{ m}$	-100
							$h \geq 5\text{ m}$	法長の-2%
					延 長 L	-200		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2ヶ所。</p> <p>ただし、計測手法については、従来管 理のほかに「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS (ノンプリ)を用いた出来形管理要領 (土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた 出来形管理要領(土工編)(案)」で規 定する出来形計測性能を有する機器を 用いることができる。このほか、「地 上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理要領(土工編)(案)」、「地上移 動体搭載型レーザースキャナーを用い た出来形管理要領(土工編)(案)」で 規定する出来形計測性能を有する機器 を用いることができる。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p> <p>ただし、計測手法については、従来管 理のほかに「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS (ノンプリ)を用いた出来形管理要領 (土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用い た出来形管理要領(土工編)(案)」で 規定する出来形計測性能を有する機器 を用いることができる。このほか、「地 上型レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(土工編)(案)」、「地 上移動体搭載型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領(土工編) (案)」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。</p>		

現行

3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工 共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 L	t < 5 m	-200				
							t ≥ 5 m	法長の-4%				
						厚さ t	t < 5 cm	-10				
							t ≥ 5 cm	-20				
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。						
						延 長 L	-200					

施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工面積 200 m ² につき1ヶ所、面積200 m ² 以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
1 施工箇所毎		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値					
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工 共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 L	t < 5 m	-200				
							t ≥ 5 m	法長の-4%				
						厚さ t	t < 5 cm	-10				
							t ≥ 5 cm	-20				
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。						
						延 長 L	-200					

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出束形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出束形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出束形管理要領(土工編)(案)」で規定する出束形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出束形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出束形管理要領(土工編)(案)」で規定する出束形計測性能を有する機器を用いることができる。		
施工面積 200 m ² につき1ヶ所、面積200 m ² 以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出束形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出束形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出束形管理要領(土工編)(案)」で規定する出束形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出束形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出束形管理要領(土工編)(案)」で規定する出束形計測性能を有する機器を用いることができる。		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	14	3		吹付工（仮設を含む） （コンクリート） （モルタル）	法 長 l	$l < 3\text{ m}$ -50
							$l \geq 3\text{ m}$ -100
						厚 さ t	$t < 5\text{ cm}$ -10
							$t \geq 5\text{ cm}$ -20
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の 50%以上 とし、平均厚は設計厚以上	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下 のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の 測定が困難な場合は直線法長とする。</p> <p>200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下 は2ヶ所をせん孔により測定。</p>		
1 施工箇所毎		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	14	3		吹付工（仮設を含む） （コンクリート） （モルタル）	法 長 l	$l < 3\text{ m}$ -50
							$l \geq 3\text{ m}$ -100
						厚 さ t	$t < 5\text{ cm}$ -10
							$t \geq 5\text{ cm}$ -20
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の 50%以上と し、平均厚は設計厚以上。	

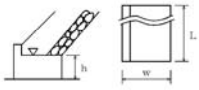
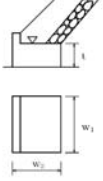
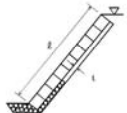
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下 のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測 定が困難な場合は直線法長とする。</p> <p>ただし、計測手法については、従来管 理のほかに「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS （ノンプリ）を用いた出来形管理要領 （土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた 出来形管理要領（土工編）（案）」で規 定する出来形計測性能を有する機器を 用いることができる。このほか、「地上 型レーザースキャナーを用いた出来形 管理要領（土工編）（案）」、「地上移動 体搭載型レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領（土工編）（案）」で規 定する出来形計測性能を有する機器を 用いることができる。</p> <p>200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は 2ヶ所をせん孔により測定。</p>		
1 施工箇所毎		<p>ただし、計測手法については、従来管 理のほかに「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS （ノンプリ）を用いた出来形管理要領 （土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた 出来形管理要領（土工編）（案）」で規 定する出来形計測性能を有する機器 を用いることができる。このほか、「地 上型レーザースキャナーを用いた出来 形管理要領（土工編）（案）」、「地上移 動体搭載型レーザースキャナーを用い た出来形管理要領（土工編）（案）」で 規定する出来形計測性能を有する機器 を用いることができる。</p>

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎 工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w	-30
						高 さ h	-30
						延 長 L	-200
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎 工	6		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ∇	± 50
						ブ ロ ッ ク 厚 t	-20
						ブ ロ ッ ク 縦 幅 w_1	-20
						ブ ロ ッ ク 横 幅 w_2	-20
						延 長 L	-200
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	4		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ∇	± 50
						法 長 l	$l < 5\text{m}$ -100 $l \geq 5\text{m}$ $l \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50
						延 長 L	-200

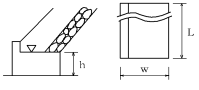
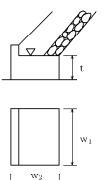

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> 		
<p>ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> 		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> 		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 基礎 工	6		場所打コンクリート工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w	-30
						高 さ h	-30
						延 長 L	-200
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎 工	6		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ∇	± 50
						ブ ロ ッ ク 厚 t	-20
						ブ ロ ッ ク 縦 幅 w_1	-20
						ブ ロ ッ ク 横 幅 w_2	-20
						延 長 L	-200
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	4		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ∇	± 50
						法 長 l	$l < 5\text{m}$ -100 $l \geq 5\text{m}$ $l \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50
						延 長 L	-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> 		
<p>ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> 		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <small>「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</small></p> 		

現行

編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	+50	
						法 長 l	$l < 3\text{m}$	-50
							$l \geq 3\text{m}$	-100
						厚 さ t	$t < 100$	-20
							$t \geq 100$	-30
						裏 込 材 厚 t'	-50	
延 長 L	-200							
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天 端 被 覆 工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	
						幅	w	-50
						厚 さ t	-10	
						基 礎 厚 t'	-45	
						延 長 L	-200	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波 返 工	3		波返工	基 準 高 ∇	± 50	
						幅 w_1, w_2	-30	
						高さ $h < 3\text{m}$	-50	
						h_1, h_2, h_3	-100	
						高さ $h \geq 3\text{m}$	-100	
						h_1, h_2, h_3	-100	
延 長 L	-200							

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		

改定内容

編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	
						法 長 l	$l < 3\text{m}$	-50
							$l \geq 3\text{m}$	-100
						厚 さ t	$t < 100$	-20
							$t \geq 100$	-30
						裏 込 材 厚 t'	-50	
延 長 L	-200							
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天 端 被 覆 工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	
						幅	w	-50
						厚 さ t	-10	
						基 礎 厚 t'	-45	
						延 長 L	-200	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波 返 工	3		波返工	基 準 高 ∇	± 50	
						幅 w_1, w_2	-30	
						高さ $h < 3\text{m}$	-50	
						h_1, h_2, h_3	-100	
						高さ $h \geq 3\text{m}$	-100	
						h_1, h_2, h_3	-100	
延 長 L	-200							

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		

現行

編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	-200
8 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	± 20
						各 部 の 厚 さ	± 20
						各 部 の 長 さ	± 30
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	± 20
						厚 さ	—
						(アンカーボルト)	中 心 の ず れ
					ア ン カ ー 長	± 20	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1箇所/1施工箇所		
1箇所/1踏掛版		
1箇所/1踏掛版		
1箇所/1踏掛版		
全数		
全数		
全数		

改定内容

編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	-200
8 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	± 20
						各 部 の 厚 さ	± 20
						各 部 の 長 さ	± 30
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	± 20
						厚 さ	—
						(アンカーボルト)	中 心 の ず れ
					ア ン カ ー 長	± 20	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 なお、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1箇所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1箇所/1踏掛版		
1箇所/1踏掛版		
1箇所/1踏掛版		
全数		
全数		
全数		